

## ユニバーサルデザイン推進補助金の御案内

陸前高田市では、高齢者等が使いやすい店舗の整備を推進するため、「陸前高田市ユニバーサルデザイン推進補助金」の交付制度を制定しています。

ユニバーサルデザインに配慮した店舗等の整備に要する経費に対し、50万円を限度に補助金を交付しますので、補助を受けられたい場合は、着工前に下記により申請手続きをお願いします。

### 1 補助対象者

- ・ユニバーサルデザインに合致した施設・設備等の整備（新築・改築、購入等）を行い、「ユニバーサルデザインのお店」認証を受けようとする市内中小企業者及び市内に事務所を置く特定非営利活動法人。

### 2 対象業種

- ・中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者及び特定非営利活動法人。

### 3 要件

- ・中小企業者や特定非営利活動法人がユニバーサルデザインに合致した店舗等整備を行うこと。
- ・ユニバーサルデザインのお店認証を受けること。
- ・納期の到来した市税を完納していること。

### 4 補助対象経費

- ・ユニバーサルデザインに必要な整備内容（別表1）で、所得税法施行令第6条第1号から第3号及び第7号までに掲げる資産（別表2）の整備に要する経費。

### 5 補助額

- ・限度額50万円（補助率2/3、千円未満の端数切捨て）

### 6 対象期間

- ・原則、年度内に施設・設備等を整備し、事業を完了すること。

### 7 申請書類

- ・下記の書類を提出してください。
- ・申請受付は[令和8年1月30日（金）まで](#)とします。
  - 陸前高田市ユニバーサルデザイン推進補助金交付申請書（様式第1号）  
（添付書類）
    - ・建築確認済証及び建築確認申請書写し
    - ・工事契約書、見積書、図面等の写し
    - ・備品の場合は仕様書

### 8 交付決定

- ・上記申請書を受理後、申請内容を審査し、「交付決定通知書」により通知します。

### 9 補助金の請求・支払

- ・補助事業を完了した日から20日以内に下記の書類を提出していただき、速やかに支払う予定です。
  - 陸前高田市ユニバーサルデザイン推進補助金実績報告書（様式第5号）  
（添付書類）
    - ・支払いを証する書面等（領収書の写し等）
    - ・ユニバーサルデザイン認証のお店認証書
  - 陸前高田市中小企業復興店舗等整備補助金請求書（様式第6号）  
（添付書類）
    - ・通帳等の口座名義人（フリガナ）記載部分の写し

（お問合せ） 〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野 100 番地  
商工交流部商工観光課商工ブランド係 ☎ 54-2111（内線 422）

【別表 1】 補助対象経費

下記のいずれかの整備に要する経費

| ① 移動の時  |                | 基準に基づく整備内容   |  |
|---------|----------------|--|--|
| 工事費用等   | 入 口            | <input type="checkbox"/> 段差解消の整備<br><input type="checkbox"/> 勾配が1/2以下のスロープ設置     |  |
|         | 扉              | <input type="checkbox"/> 高齢者等に身体の負担が伴わない形状の入口扉の設置<br>(自動扉、引き戸等)                  |  |
|         | エレベーター         | <input type="checkbox"/> 140cm角以上のエレベーターの設置                                      |  |
|         | 通 路<br>(主要な通路) | <input type="checkbox"/> 80cm以上の通路幅の整備<br><input type="checkbox"/> 2cm以上の段差解消の整備 |  |
| ② 利用の時  |                | 基準に基づく整備内容   |  |
| 備品購入費用等 | 飲食店            | 椅子   | <input type="checkbox"/> 高さが40cm以上50cm以下のもの<br><input type="checkbox"/> 可動式のもの |
|         |                | 机  | <input type="checkbox"/> 高さが60cm以上80cm以下のもの                                    |
|         |                | カウンター等   | <input type="checkbox"/> 高さが70cm以上100cm以下のもの                                   |
|         | 物 販 店          | 商 品 棚  | <input type="checkbox"/> 高さが50cm以上150cm以下のもの                                   |
|         |                | レジカウンター  | <input type="checkbox"/> 高さが70cm以上100cm以下のもの                                   |
|         | 窓 口 店          | カウンター等<br>(対応用のもの)   | <input type="checkbox"/> 高さが60cm以上75cm以下のもの                                    |
|         |                | 椅子<br>(対応用のもの)   | <input type="checkbox"/> 可動式のもの  |

※単価5万円以上のものに限る

【別表 2】 所得税法施行令第6条第1号から第3号及び第7号に掲げる資産

|            |       |                        |
|------------|-------|------------------------|
| 所得税法施行令第6条 | 第 1 号 | 建物及びその附属設備 (建物に附属する設備) |
|            | 第 2 号 | 構築物 (土地に定着する土木設備又は工作物) |
|            | 第 3 号 | 機械及び装置                 |
|            | 第 7 号 | 工具、器具及び備品              |